第八条　申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3　締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、拒否の理由を当該申請者に通知する。

4　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の法令に従って不備なく行われたことを認めた後、原則として六箇月以内に申請者に免許を与える。免許を与えるか否かについて六箇月以内に決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

第九条　効果的なかつ透明性のある規制

各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

第十条　信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めにより、信用秩序の維持のための措置であって第三国又は国際的な規制機関のものを承認する場合には、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当なときは当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。当該一方の締約国は、承認を一方的に与える場合には、当該他方の締約国に対し、そのような状況が存在することについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第十一条　情報の移転及び処理

いずれの一方の締約国も、電子的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第七章及び同章に規定する附属書の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第十二条　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第十六・六条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

附属書五（第七章関係）　電気通信サービス

第一条　適用範囲

1　この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この附属書の規定は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

3　この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第二条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b)　「内部相互補助」とは、一の商品又はサービスから生み出される利益を、同一の法人による他の商品又はサービスの提供を支援するために用いる行為をいう。

(c)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e)　「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者に係る最終利用者が他のサービス提供者に係る最終利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能にするものをいう。

(f)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(g)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(h)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(i)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該二以上の地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行うものを含む。

(j)　「再販売」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者によって提供されるサービスを、その後商業的な原則に基づいて販売し、又は賃貸すること（価値を付加するか否かを問わない。）をいう。

(k)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(l)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する機関をいう。

(m)　「利用者」とは、サービスの消費者及びサービス提供者をいう。

第三条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。